別表六(二)付表四の次に次の二表を加える。

別表六（二）付表五　通算法人の控除限度額の計算に関する明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

当期の調整前控除限度額の計算	当期の法人税額（別表一「4」－別表六（五の二）「5の③」－別表十七（三の十二）「1」）（マイナスの場合は０）		1	円	当期の調整国外所得金額の計算	当期の国外所得金額	(19)の金額が０を超える場合	非課税国外所得金額が０を下回る場合のその下回る額の合計額（別表十八「12の計」）	20	円
	法人税額の合計額（別表十八「9の計」）		2					非課税国外所得金額のうち０を超えるものの合計額（別表十八「13の計」）	21	
	当期の所得金額	所得金額又は欠損金額（別表四「52の①」）	3					(20)のうち(21)に達するまでの金額	22	
		繰越欠損金又は災害損失金の当期控除額（別表七(一)「4の計」）	4					加算前国外所得金額のうち０を超えるものの合計額（別表十八「14の計」）	23	
		通算対象欠損金額の損金算入額（別表七の三「5」）	5					加算調整額 (22) × (19)/(23)	24	
		通算対象所得金額の益金算入額（別表七の三「11」）	6					調整前国外所得金額 (19)＋(24)	25	
		当初配賦欠損金控除額の益金算入額（別表七(二)付表一「23の計」）	7				(19)の金額が０を超える場合	調整前国外所得金額の合計額（別表十八「15の計」）	26	
		通算法人の合併等があった場合の欠損金の損金算入額（別表四付表「9の①」）	8					(14) × 90%	27	
		対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る所得の金額の損金算入額（別表十(四)「20」）	9					(26)－(27)（マイナスの場合は０）	28	
		対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る所得の金額の益金算入額（別表十(四)「21」又は「23」）	10					調整金額 (28) × (19)/(23)	29	
		組合等損失額の損金不算入額（別表九(二)「6」）	11					調整国外所得金額 (25)－(29)	30	
		組合等損失超過合計額の損金算入額（別表九(二)「9」）	12			調整前控除限度額の計算		調整前控除限度額 (2) × (30)/(14)	31	
		計 (3)＋(4)＋(5)－(6)－(7)＋(8)＋(9)－(10)－(11)＋(12)	13		当期の控除限度調整額の計算	(31)の金額が０を超える場合		調整前控除限度額が０を下回る場合のその下回る額の合計額（別表十八「17の計」）	32	
	所得金額の合計額（別表十八「10の計」）（マイナスの場合は０）		14					調整前控除限度額のうち０を超えるものの合計額（別表十八「18の計」）	33	
	当期の調整国外所得金額	国外事業所等帰属所得に係る所得の金額（別表六(二)付表一「25」）	15					控除限度調整額 (32) × (31)/(33)	34	
		その他の国外源泉所得に係る所得の金額（別表六(二)「47の①」）	16			法人税の控除限度額 (31)－(34)（マイナスの場合は０）			35	
		非課税国外所得金額（別表六(二)「47の②」＋別表六(二)付表一「26」）	17							
		(17)のうち０を超える金額	18							
		加算前国外所得金額 (15)＋(16)－(18)	19							

（用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４）